静岡市清水市民活動センター情報誌　2012年6月1日　Vol.55

市民活動はまちの未来を創造するパートナー

発　行　静岡市清水市民活動センター
指定管理者　NPOサポート・しみず
〒424-0943 静岡市清水区港町2-1-1
Tel 054-340-1010 Fax054-351-5530
mail@shimizu-s-center.org
http://shimizu-s-center.org

NPO法改正対応の連続講座開催　制度を理解し、さらなる団体の発展に役立てましょう!

全国の中間支援組織やＮＰＯ議員連盟、全国のＮＰＯの力を背景に実現し、4月1日から施行された新ＮＰＯ法。静岡市は、法人認証や認定ＮＰＯ法人の認定をおこなう所轄庁となり、仮認定の制度も始まりました。そして今NPOには、地域の課題の解決に向け公共の一部を担っていく組織として、社会の期待が高まっています。新しい制度を活用し、基盤を固め、さらに信頼性の高い団体へステップアップする節目の時期です。

また、ＮＰＯ法人にとっては、法改正に関連しての定款変更や、登記、会計書類の変更など実務的な作業が必要となってきました。それに対応し、市民生活課と、清水・番町両市民活動センターとの共催の解説講座は計3回開催されましたが、以降市やセンターへの問い合わせや相談が相次いでいます。

団体によって成り立ち、活動内容も様々なので、説明会だけでは伝わらないこともあります。また、資料をあらためて見直してわからないことが出てきたというケースも多々あります。

清水市民活動センターでは、個々の問い合わせに対応するほか、内容別連続講座を実施していきます。

● NPO法改正対応講座　法改正でここが変わった！NPO法人の登記・事業報告書作成講座報告　5月25日

講座風景　初めて来館した方がたくさんいました

事業報告書や登記の講座は定番で実施してきましたが、法改正に伴い、登記事項変更についての問い合わせが多いことから、今回は静岡地方法務局の方を講師に迎えました。センターを利用されたことのない法人のみなさんも含めて定員を超える申し込みがあり、参加者は真剣そのもの。限られた時間ではありましたが、この講座で、法務局が気軽に問い合わせに応じてくれる機関という事を実感していただけたのではないでしょうか。

また事業報告書は、法人の義務として決められた書類を所定の期間に提出するものです。活動内容が伝わるようわかりやすく作成し、団体をＰＲするツールとしても活用しましょう。

NPO法改正対応講座開催のご案内

● 団体の定款見直し講座

法改正によって定款の変更が必要になります。変更箇所は団体によって異なり、認証の必要なものと届出でよいものとがあります。定款を見直しながら確認していきましょう。

日　時：6月8日(金)19:00～21:00
講　師：清水市民活動センター　磯谷千代美
アドバイザー：静岡市市民生活課
定　員：20団体　先着順
参加費：無料　　持ち物：団体の定款

● 活動計算書の作り方

NPO法人会計基準導入に伴い、今までの収支計算書は、活動計算書に変わります。そのことに疑問や不安を抱えている会計担当者のみなさん、ぜひおいでください。

日　時：6月17日(日)13:00～16:30
講　師：税理士　脇坂誠也さん
参加費：200円　資料代として
定　員：20団体　先着順

どちらも、定員になり次第締め切ります

● 認定ＮＰＯ法人になろう

「認定NPO法人」への道筋を解説します。寄付者には税額控除があるこの制度。寄付を集めやすい団体をめざしませんか。3年間の仮認定制度もあります。

日　時：7月21日(土)10:00～16:30
講　師：税理士　脇坂誠也さん
参加費：300円　資料代として
定　員：20団体(1団体2名まで)　先着順

リレートーク　港の風　- 22 -

「海から吹く風に乗せてまちに元気をひろげたい」そんな願いを込めて、市民活動を続けているみなさんをトークでつないでいきます。いつも元気いっぱい、グローバルハーモニーの近藤一美さんの登場です。

●次世代のグローバルハーモニーに向けて

NPOグローバルハーモニー　代表　　近藤一美

こんなポーズも自然にできちゃう！

こんにちは、グローバルハーモニー代表の近藤です。主に、英会話教育、異文化交流、留学生支援を推進するための活動を企画運営しております。私自身が大学時代に語学留学で1年間シカゴに滞在し、休暇を利用してハイウエイバスで全米を旅行した経験があります。アメリカという国は広大な大陸に、大都会やカジノのような目も眩む先進文明地域と、コーンフィールドが延々と続く緑一色の農場地帯、そして一日中バスで走っても抜け出せない岩とサボテンの荒野、野生動物が群れ走る静岡県よりも広い自然公園など、いちいちその規模の大きさが半端ではありません。そのような環境で育つアメリカ人の行動もまた、箱庭育ちの私には理解の範囲を超えることが多々ありました。ハラハラドキドキ、これぞ異文化、感動と困惑の体験といえましょう。

帰国後は英会話教師をしながら、世界を理解していくためには多国籍の方々との交流による相互理解が必要であり、一方で外国籍の方々にとっても日本人との交流は日本を理解するうえで欠かすことの出来ないものであるとの認識により、異文化交流活動を始めました。

2月におこなわれた「星空の多国籍キャンプ」
清水和田島少年自然の家にて

日本の若者たちが外国籍の方々と交流することによって日本人であることを再認識し、これからの国際社会における日本人としての立場や責任を考慮できる大人に育ってくれることを念じながら、英会話教育と異文化交流の二本立て教育を提言させて頂いております。

昨年高校生以下の子どもたちのみで運営される「地球っこクラブ」が誕生しまれました。子どもたちの世界観宇宙観が反映された、大人たちには思いもよらないような楽しくて感性の高い異文化交流が静岡で始まろうとしています。次世代グローバルハーモニーの幕開けです。

NPOグローバルハーモニー
連絡先 054-374-5412

地域メディアとの協働

エフエムしみず
「しみず市民活動センター情報」
6月の出演団体

76.3MHz 毎週火曜日 9時10分～10分間

清水市民活動センターはパーソナリティとゲストをコーディネートし、情報を提供する役割を果たしています。

- 6月5日 **しみず七夕平和のおりづるの会**
  折りづるに平和の願いを託し、清水七夕祭りに出品します。現在、たくさんの人の手で準備が進められています。　（七夕祭り開催期間7月5日～8日）
- 6月12日 **静岡人権フォーラム**
  6月30日(土)、「共に生き、はたらく社会を目指して…」と題して講演会をおこないます。
- 6月19日 **静岡県ライフセービング協会**
  水辺の事故防止、ライフセービング活動の普及と発展をめざしてさまざまな事業を行っています。
- 6月26日 **録音ボランティア　ふれんど**
  視覚障がい者向けに音訳をおこなっています。日頃の活動を紹介します。

清水市民活動センター利用状況と休館日　3月1,280人、4月1,138人　6月の休館日は、6日、20日です。

市民活動見てある記

市民活動の現場を訪問し、その様子をお伝えしています。今回は、県・企業・NPO法人やボランティアが協働しておこなっている事業をご紹介しましょう。

●「ダイちゃんあいちゃんの森」里山復活大作戦！

主催　株式会社　静岡第一テレビ

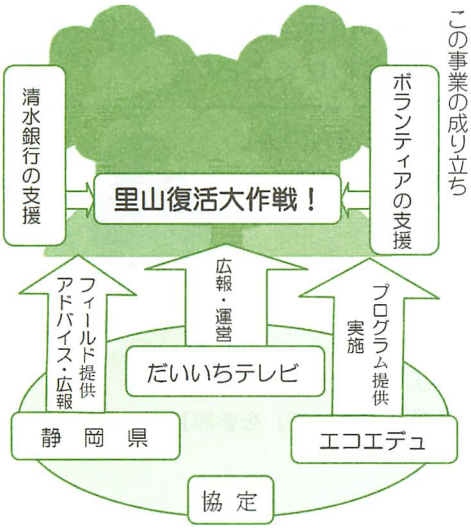

平成18年から始まった静岡県の「しずおか未来の森のサポーター」は、社会貢献として森林保全活動や森林環境教育を希望する企業に対する支援制度です。 今回は、それを活用して子どもたちに環境教育をおこなっている、だいいちテレビのみなさんの活動現場にうかがいました。

会場は、県の提供する里山体験学習施設「遊木(ゆうき)の森」に隣接する県有地。年4回おこなっている活動プログラムは今年で4年目を迎えます。活動そのものの計画実施は、県やだいいちテレビと協働する、NPO法人しずおか環境教育研究会(エコエデュ)のみなさんが担当しています。その他、事業に協賛する清水銀行、遊木の森ボランティアといった多くの方の協力の下おこなわれています。

場所は40年を経た耕作放棄地です。里山の環境を作るには、雑木を伐採し瓦礫を取り除くなど多くの労力が必要です。雑草は繰り返し生えてきます。この事業は、関係者のみなさんの地道な努力に裏付けられています

力を合わせて苗を植えよう！

この日は、今までみんなで整備してきた土地にサツマイモの苗を植える日です。だいいちテレビの広報で集まった親子連れやスタッフ、総勢70名が作業に取り組みました。一面に生えたイタドリを、おとうさんおかあさんと一緒に子どもたちが引き抜きます。大変ですね、と声をかけると「イヤイヤ、ここまで来るのが大変だったんですよ！」とだいいちテレビの方に言われました。畑も「一日にして成らず」、3年間かけて準備をしてきた苦労を、一日だけの見学者は知りませんでした。

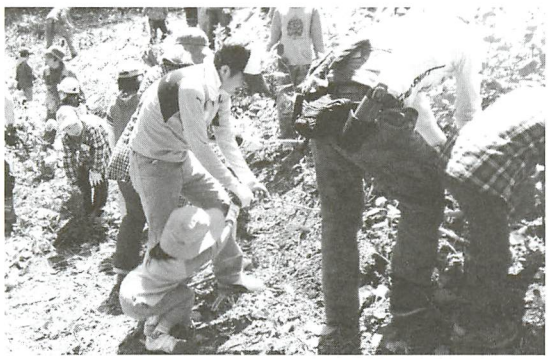

しっかり根を張った雑草を引き抜くには、おとうさんの力が必要ですねガンバレ！

安全に作業をする方法は、森を守るボランティアさんが教えてくれます

のこぎりを使ってみよう！いろんなことを知っているエコエデュスタッフが教えてくれるよ

草むらがみごと畑にヘンシンしました大きなおイモに育ちますように

「子ども向けの環境プログラムを想定して始めた事業だったが、熱心に取り組む親御さんが大変多く、今後は親子で取り組む環境保全や、里山を楽しむ活動を展開していきたい」と、主催するだいいちテレビスタッフは語りました。

また、プログラムを企画実践するエコエデュの大畑理事長の、「現在では、かつての里山のほとんどが荒廃している。里山の復活には多くの時間と労力が必要で、プログラムの教育的な意義は大きい。この体験を通して、楽しみながら人と人が共に自然と関わる活動の大切さを知ってほしい」という言葉には、重みを感じる一方将来への期待も膨らみました。　　取材日　4月28日　　担当　望月

NPO法人ワンポイント

字句変更でも、届出で足りるものと認証が必要なものがあります。ご注意を！
判断に迷ったら、市民生活課や市民活動センターにお問い合わせください。

● ＮＰＯ法改正後の定款の変更点は？

NPO法が改正され、法人の定款は、以下の変更が必要になります。

1.新たに追加された2つの活動分野を追加する場合（希望する法人のみ）
2.活動の種類の中に記載のある号数の削除（該当する法人のみ）
3.その他の事業を行っている場合は、「収益」を「利益」に字句変更（該当する法人のみ）
4.書面またはメール等による、いわゆる「みなし総会」をする場合の議事録規定の追加（希望する法人のみ）
5.「収支計算書」を「活動計算書」とする字句変更（ほとんどの法人が該当）
6.「定款変更」条項の変更（ほとんどの法人が該当）
7.「静岡県知事」を「所轄庁」に字句変更（該当する法人のみ）

などが主なものです。

【変更したい部分が届出事項か認証事項かは、静岡市ＨＰ「法人の定款を変更する手続について」を参照】

● 定款の変更がある場合は？

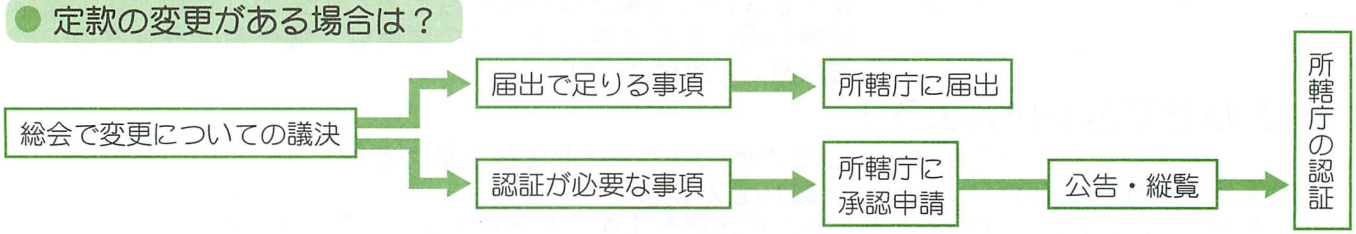

※最初に届出事項のみを変更した定款で届出を行い、次に、認証申請する部分も変更した定款で認証申請を行います。総会において定款変更が議決してあれば、届出も申請も一緒に出してかまいませんが、それぞれに書類を添えてください。
※認証には最長4ヶ月の期間が必要です。変更内容が有効になるのは認証後です。
※登記事項を変更した場合、法務局での変更登記も必要です。

静岡市市民生活課のコーナー

NPO法人に関する申請、届出書類はこちらです！

静岡市では、NPO法改正に伴い、「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き」を作成し、書類の様式や作成例をホームページへ掲載しました。

NPO法人の所轄庁への申請や届出がある際には、こちらのページをご確認ください。

http://www.city.shizuoka.jp/deps/simin/npoindex.html

静岡市の市民活動　検　索

●NPO法人のみなさまへ･･･

NPO法人は、事業年度開始後３か月以内に事業報告書等を作成し、すべての法人事務所へ備え置くこととなっています。

また、事業報告書等は、事業年度開始後、３か月と１週間以内（事業年度が４/１～３/31の法人は、７月７日まで）に所轄庁への提出が必要です。

NPO法改正により、事業報告書等ほか、役員変更や定款変更についても、手続や様式等が変更されています。再度内容をご確認の上、お手続をお願いいたします。

●認定NPO法人等をめざすNPO法人のみなさまへ･･･

所轄庁が認定を行うこととなったほか、仮認定制度が新設されるなどの変更がありました。

認定申請をしたいと考えている場合は、まずは「事前チェックシート」にて、認定基準を満たしているかどうかのご確認をお願いいたします。

回答した事前チェックシートをご持参いただいた上で、事前相談にて、具体的な要件の確認や必要書類のご説明をさせていただきます。

詳しくはこちらへ
静岡市市民生活課　多文化・協働担当
TEL　054-221-1372
E-mail　seikatsu@city.shizuoka.lg.jp